

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第412号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第367号）

事件名：「学習障害の定義・意味が記載されている文書（発達障害者支援法の定義）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「学習障害の定義・意味が記載されている文書（発達障害者支援法の定義）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の2及び別紙の3に掲げる文書（以下、それぞれ「本件対象文書2」及び「本件対象文書3」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第22号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月23日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

開示した原処分を維持した上で、新たな文書を特定し、当該文書を全部

開示する。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害の定義・意味が記載されている文書（発達障害者支援法の定義）」の開示を求めるものである。

厚生労働省の「代表的な発達障害」の資料では、発達障害に含まれるものが記載されており、「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手であると記載されている。

また、新たに「17文科初第16号厚生労働省発障0401008号発達障害者支援法の施行について」と第1回発達障害者支援に係る検討会での「資料6発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」を開示請求対象行政文書と特定し、開示することが適当であると判断。以上の点から、原処分は維持した上で、上記文書を対象文書と特定し開示することが妥当であると考える。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張を認める。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持した上で、新たに文書を特定し、当該文書を開示することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当するものとして別紙の1に掲げる文書（本件対象文書1）を特定し、開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、文書特定に誤りがあるとしている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書に該当するものとして別紙の2に掲げる文書（本件対象文書2）及び別紙の3に掲げる文書（本件対象文書3）を追加して特定し、開示すべきとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職

員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害の定義・意味が記載されている文書（発達障害者支援法の定義）」の開示を求めるものであるが、発達障害者支援法（以下「支援法」という。）2条1項において「「発達障害」とは、自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされており，学習障害は，発達障害の一つとして位置付けられている。

イ 厚生労働省の「代表的な発達障害」の資料（本件対象文書1）では，発達障害に含まれるものが記載されており，その1つである学習障害についても，「「読む」，「書く」，「計算する」等の能力が，全体的な知的発達に比べて極端に苦手」と記載されていることから，学習障害の定義・意味が記載されている文書として原処分において特定し，開示したことは妥当である。

ウ また，「17文科初第16号厚生労働省発障0401008号発達障害者支援法の施行について」（本件対象文書2）については，支援法2条1項で規定する発達障害の定義が記載されており，「「自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。」と記載されていることから，学習障害の定義・意味が記載されている文書として追加して特定し，開示すべきである。

エ さらに，第1回発達障害者支援に係る検討会での「資料6 発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」（本件対象文書3）についても，「疾病、傷害及び死因分類」（ICD-10準拠）（抜粋）の項目において，「F-81 学習能力の特異的発達障害」と記載されており，その具体的な内容として，「F-81.0 特異的読字障害」から「F-81.9 学習能力発達障害，詳細不明」まで記載されていることから，学習障害の定義・意味が記載されている文書として追加して特定し，開示すべきである。

オ 厚生労働省においては，上記イないしエに掲げる文書以外に，学習障害の定義・意味が記載されている文書として特定すべきものは存在しない。

(2) 当審査会において，諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ，本件対象文書1には代表的な発達障害に関する概念図が記載されており，本件対象文書2には支援法の概要が記載されており，本件対

象文書3には発達障害の定義に関する分類表が記載されており、いずれも、諮問庁の説明のとおり、学習障害に関する記載が認められることから、原処分において本件対象文書1を特定したこと、並びに諮問庁が本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定すべきであるとしていることは妥当である。また、厚生労働省において、これらの文書以外に、学習障害の定義・意味が記載されている文書として特定すべきものは存在しないとする上記(1)オの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定し、開示すべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2及び本件対象文書3を追加して特定し、開示すべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 代表的な発達障害
- 2 17文科初第16号厚生労働省発障0401008号 発達障害者支援法の施行について
- 3 第1回発達障害者支援に係る検討会での「資料6 発達障害の定義について（ICD-10，DSM-IV）」